

専決処分の報告について

1 報告件名

桜川一丁目1番先区道での街路樹とトラックの接触事故に係る和解

2 事故の概要

令和元年10月26日、桜川一丁目1番先の区道において、区が歩道に植栽し、及び管理する街路樹の枝が車道に越境していたことにより、相手方の従業員が運転するダンプトラックがこれに接触し、同ダンプトラックの一部が破損するとともに、同街路樹が倒れた。

3 専決処分年月日

令和5年6月28日

4 専決処分の内容（和解条項の要旨）

- (1) 区は、相手方に対し、相手方の損害額である266,750円のうち、過失割合5割に相当する133,375円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、区に対し、区の損害額である341,495円のうち、過失割合5割に相当する170,748円の支払義務があることを認める。
- (3) 双方は、それぞれの責任額を相殺し、相手方は、区に対し、金37,373円を支払う。
- (4) 双方は、今後本件に関し、裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを誓約する。

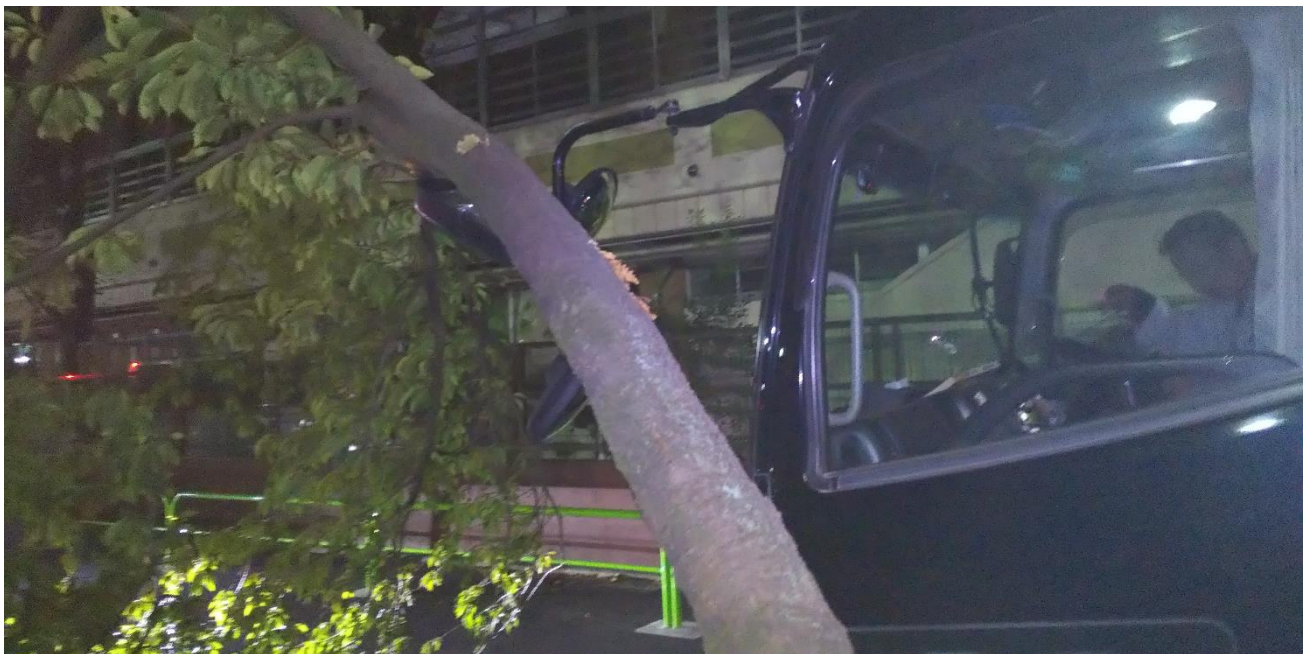
5 相手方

ダンプトラックを所有する会社の代表取締役

事故当時の状況（街路樹の倒木）



事故当時の状況（ダンプトラックと街路樹の接触状況）



ダンプトラックの損傷状況

